

議案第 19 号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年（2023 年）2 月 13 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例
執行機関の附属機関設置に関する条例（昭和 41 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表市長の部宝塚市公契約条例検討委員会の項の次に次のように加える。

宝塚市パークマネジメント計画等審議会	宝塚市パークマネジメント計画及び宝塚市街路樹管理計画の策定及び推進についての調査、審議に関する事務	8 人以内	知識経験者 4 人以内 市内の公共的団体の代表者 2 人以内 公募による市民 1 人 関係行政機関の職員 1 人
--------------------	---	-------	---

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 20 号

宝塚市平和基金条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市平和基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年（2023 年）2 月 13 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市平和基金条例の一部を改正する条例

宝塚市平和基金条例（平成 7 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「及び運用益金の処理」を削り、同条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（処分）

第 5 条 基金は、第 1 条に規定する目的を達成するため必要があると認める場合に限り、予算に計上して処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 21 号

宝塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年（2023 年）2 月 13 日提出

宝塚市長 山崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例

宝塚市国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「408,000 円」を「488,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 6 条第 1 項の規定は、令和 5 年 4 月 1 日以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

議案第 22 号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例の制定について

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の
整理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年（2023 年）2 月 13 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例

（宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
の一部改正）

第 1 条 宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例（平成 26 年条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 3 号」を「第 19 条第 3 号」に改め、同項第 1 号
中「第 19 条第 1 項各号」を「第 19 条各号」に改め、同項第 2 号中「第 19 条第 1 項
第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同項第 3 号中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第
19 条第 2 号」に、「同項第 3 号」を「同条第 3 号」に改める。

第 6 条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条第 3 項
中「第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号」を「第 19 条第 2 号又は第 3 号」に、「同項第
2 号又は第 3 号」を「同条第 2 号又は第 3 号」に改める。

第 7 条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号」を「第 19 条第 2 号又は第 3 号」
に改める。

第 8 条中「第 19 条第 1 項各号」を「第 19 条各号」に改める。

第 13 条第 4 項第 3 号ア(ア)中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改
め、同号ア(イ)中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同号イ(ア)
中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同号イ(イ)中「第 19 条第
1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改める。

第 15 条第 1 項第 3 号中「第 25 条」を「第 25 条第 1 項」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第1号又は第3号」を「第19条第1号又は第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正)

第2条 宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例(平成27年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、同項第2号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

附則第4条(見出しを含む。)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

(宝塚市立保育所設置条例の一部改正)

第3条 宝塚市立保育所設置条例(昭和30年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「第19条第1項第2号又は第3号」を「第19条第2号又は第3号」に改める。

(宝塚市立子ども発達支援センター条例の一部改正)

第4条 宝塚市立子ども発達支援センター条例(平成24年条例第48号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「前項各号」を「第1項各号」に改める。

第8条第1項第1号及び同条第4項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第5項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(宝塚市立身体障害者支援センター条例の一部改正)

第5条 宝塚市立身体障害者支援センター条例(平成17年条例第40号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

第7条第1項第1号中「身体障害者福祉法」の次に「(昭和24年法律第283号)」を加える。

別表障害福祉サービス事業の項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 23 号

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年（2023 年）2 月 13 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第 3 章 特定地域型保育事業の運営に関する基準

第 1 節 利用定員に関する基準（第 37 条）

第 2 節 運営に関する基準（第 38 条—第 50 条）

第 3 節 特例地域型保育給付に関する基準（第 51 条・第 52 条）」を

「第 3 章 特定地域型保育事業の運営に関する基準

第 1 節 利用定員に関する基準（第 37 条）

第 2 節 運営に関する基準（第 38 条—第 50 条）

第 3 節 特例地域型保育給付に関する基準（第 51 条・第 52 条）

第 4 章 雑則（第 53 条）」に改める。

第 5 条第 2 項から第 6 項までを削る。

第 26 条を次のように改める。

第 26 条 削除

第 38 条第 2 項を削る。

本則に次の 1 章を加える。

第 4 章 雑則

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第1号において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項

を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 24 号

宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年（2023 年）2 月 13 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 1 条 宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第 5 章 事業所内保育事業（第 42 条—第 47 条）」を

「第 5 章 事業所内保育事業（第 42 条—第 47 条）」

第 6 章 雑則（第 48 条）」に改める。

第 7 条中「次条第 1 項」の次に「、第 8 条の 3 第 2 項」を加える。

第 8 条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 8 条の 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第11条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第15条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録)

第48条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、

複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第31号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利

用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例目次の改正規定、第14条の改正規定及び本則に1章を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第8条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講

じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

(宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議案第 25 号

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年（2023 年）2 月 13 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例の一部改正）

第 1 条 宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例（平成 22 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号。別表第 1 において「改正法」という。）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。別表第 1 において「旧宅地造成等規制法」という。）」に改める。

別表第 1 中「宅地造成等規制法」を「改正法附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされた旧宅地造成等規制法」に改める。

（宝塚市都市景観条例の一部改正）

第 2 条 宝塚市都市景観条例（平成 24 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項第 7 号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号）による改正前の宅地造成等規制法」に改める。

（宝塚市開発事業における協働のまちづくりの推進に関する条例の一部改正）

第 3 条 宝塚市開発事業における協働のまちづくりの推進に関する条例（平成 17 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号）による改正前の宅地造成等規制法（昭

和36年法律第191号。以下「旧宅地造成等規制法」という。)」に改め、同条第2号イ中「宅地造成等規制法」を「旧宅地造成等規制法」に改める。

第21条第3項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧宅地造成等規制法」に改める。

附 則

この条例は、令和5年5月26日から施行する。

議案第 26 号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年（2023 年）2 月 13 日提出

宝塚市長 山崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例
宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例（平成 22 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

(22) 建築物の容積率の特例許可申請手数料	建基法第 52 条第 10 項、第 11 項又は第 14 項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	160,000 円
------------------------	--	-----------

」

を

「

(22) 建築物の容積率の特例認定申請手数料	建基法第 52 条第 6 項第 3 号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	27,000 円
(22) の 2 建築物の容積率の特例許可申請手数料	建基法第 52 条第 10 項、第 11 項又は第 14 項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	160,000 円

」

に改め、同表第 27 の項中「第 55 条第 3 項各号」を「第 55 条第 3 項又は第 4 項各号」に改め、同表第 32 の項の次に次のように加える。

(32) の 2 高度地区	建基法第 58 条第 2 項の規定に基づく高	160,000
---------------	------------------------	---------

内における建築物の 高さの特例許可申請 手数料	度地区内における建築物の高さに関する 特例の許可の申請に対する審査	円
-------------------------------	--------------------------------------	---

別表第1第57の項及び第59の項中「建築物の建築」を「建築物の新築又は増築等」に改める。

別表第3中

「

共同住宅 等	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	15,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	30,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	69,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	106,000円
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	170,000円
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	240,000円
	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	375,000円
複合 建築 物	住宅部分 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	15,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	30,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	69,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	106,000円
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	170,000円

		床面積の合計が25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	240,000 円		
		床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	375,000 円		
非住宅部分	非住宅部分に係る適合証が添付されている場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円		
		床面積の合計が300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	22,000円		
		床面積の合計が1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	35,000円		
		床面積の合計が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	104,000 円		
		床面積の合計が5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	154,000 円		
		床面積の合計が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	201,000 円		
		床面積の合計が25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	243,000 円		
		床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	357,000 円		
		非住宅部分に係る適合証が添付されていない	建築物全体のエネルギー性能	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	96,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	124,000 円

ない 場合	その	床面積の合計が1,000平方メートル以上	163,000
	他の	2,000平方メートル未満のもの	円
	性能	床面積の合計が2,000平方メートル以上	271,000
	につ	5,000平方メートル未満のもの	円
	い	床面積の合計が5,000平方メートル以上	347,000
	て、	10,000平方メートル未満のもの	円
	特別	床面積の合計が10,000平方メートル以上	424,000
	な調	25,000平方メートル未満のもの	円
	査又	床面積の合計が25,000平方メートル以上	492,000
	は研	50,000平方メートル未満のもの	円
究の	床面積の合計が50,000平方メートル以上	656,000	
結果	のもの	円	
に基			
づく			
計算			
方法			
とし			
て市			
長が			
別に			
定め			
るも			
のに			
より			
算出			
する			
場合			
その	床面積の合計が300平方メートル未満のも	244,000	
他の	の	円	

	場合	床面積の合計が300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	307,000 円
		床面積の合計が1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	397,000 円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	575,000 円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	703,000 円
		床面積の合計が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	839,000 円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	953,000 円
		床面積の合計が50,000平方メートル以上 のもの	1,209,000 円

」

を削り、

「

共同住宅 等	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	77,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	130,000 円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	228,000 円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	318,000 円
	床面積の合計が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	617,000 円
	床面積の合計が25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	1,065,000 円
	床面積の合計が50,000平方メートル以上	1,958,000

のもの	円
-----	---

を

「

共同住宅等	誘導仕様基準により算出する場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	125,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	178,000円
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	322,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	520,000円
		床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	915,000円
	その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	77,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	130,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル	228,000円

	ル以上5,000平方メートル未満のもの	円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	318,000円
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	617,000円
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,065,000円
	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,958,000円

」

に、

「

住宅部分	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	77,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	130,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	228,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	318,000円
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	617,000円
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,065,000円
	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,958,000円

の	円
---	---

を

「

住宅誘導仕 部分 様基準 により 算出す る場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	38,000 円
	床面積の合計が300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	66,000 円
	床面積の合計が2,000平方メートル以 上5,000平方メートル未満のもの	125,000 円
	床面積の合計が5,000平方メートル以 上10,000平方メートル未満のもの	178,000 円
	床面積の合計が10,000平方メートル 以上25,000平方メートル未満のもの	322,000 円
	床面積の合計が25,000平方メートル 以上50,000平方メートル未満のもの	520,000 円
	床面積の合計が50,000平方メートル 以上のもの	915,000 円
	その他 の場合	床面積の合計が300平方メートル未満の もの
床面積の合計が300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの		130,000 円
床面積の合計が2,000平方メートル以 上5,000平方メートル未満のもの		228,000 円
床面積の合計が5,000平方メートル以 上10,000平方メートル未満のもの		318,000 円
床面積の合計が10,000平方メートル 以上25,000平方メートル未満のもの		617,000 円
床面積の合計が25,000平方メートル		1,065,000

	以上50,000平方メートル未満のもの	円
	床面積の合計が50,000平方メートル	1,958,000
	以上のもの	円

」

に改め、同表備考9を同表備考10とし、同表備考8を同表備考9とし、同表備考7の次に次のように加える。

- 8 この表において「誘導仕様基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下別表第4において「基準省令」という。）第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準をいう。

別表第4中

「

一戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	37,000円
	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	42,000円
共同住宅等	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	74,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	126,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	222,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	310,000円
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	604,000円
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,045,000円
	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,923,000円

を

「

一戸建ての住宅	誘導仕様基準	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,000円
	による場合	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,000円
	その他の場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	37,000円
		床面積の合計が200平方メートル以上のもの	42,000円
共同住宅等	全ての住戸が	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	37,000円
	誘導仕様基準による場合	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	126,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	181,000円
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	328,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	533,000円
		床面積の合計が50,000平方	940,000

	メートル以上のもの	円
その他 の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	74,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	126,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	222,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	310,000円
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	604,000円
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,045,000円
	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,923,000円

に、

「

住宅部 分	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	74,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	126,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	222,000円

床面積の合計が5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	310,000 円
床面積の合計が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	604,000 円
床面積の合計が25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	1,045,000 円
床面積の合計が50,000平方メートル以上 のもの	1,923,000 円

を

「

住宅部 分 誘導仕 様基準 による 場合	全ての住戸が	床面積の合計が300平方メートル未 満のもの	37,000円
		床面積の合計が300平方メートル以 上2,000平方メートル未満のもの	66,000円
		床面積の合計が2,000平方メー トル以上5,000平方メートル未満の もの	126,000 円
		床面積の合計が5,000平方メー トル以上10,000平方メートル未満 のもの	181,000 円
		床面積の合計が10,000平方メー トル以上25,000平方メートル未 満のもの	328,000 円
		床面積の合計が25,000平方メー トル以上50,000平方メートル未 満のもの	533,000 円
		床面積の合計が50,000平方メー トル以上のもの	940,000 円

その他 の場合	床面積の合計が300平方メートル未 満のもの	74,000円
	床面積の合計が300平方メートル以 上2,000平方メートル未満のもの	126,000 円
	床面積の合計が2,000平方メート ル以上5,000平方メートル未満の もの	222,000 円
	床面積の合計が5,000平方メート ル以上10,000平方メートル未満 のもの	310,000 円
	床面積の合計が10,000平方メー トル以上25,000平方メートル未 満のもの	604,000 円
	床面積の合計が25,000平方メー トル以上50,000平方メートル未 満のもの	1,045,000 円
	床面積の合計が50,000平方メー トル以上のもの	1,923,000 円

に、

「

全ての住戸がフロア
入力法又は仕様基準
による場合

」

及び

「

単位住戸の数が1で
ある住宅部分の全て

の住戸がモデル住宅
法による場合、単位
住戸の数が2以上で
ある住宅部分の全て
の住戸がフロア入力
法による場合又は全
ての住戸が仕様基準
による場合

を

全ての住宅がモデル
住宅法又は仕様基準
による場合

に改め、同表備考第6中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）」を「基準省令」に改め、同表備考15を削り、同表備考14中「第1条第1項第2号イ(2)(i)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改め、同備考を同表備考15とし、同表備考13の次に次のように加える。

14 この表において「誘導仕様基準」とは、基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。

別表第4備考第17を削り、同表備考18を同表備考17とし、同表備考19を同表備考18とし、同表備考20を同表備考19とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の認

定を受けた低炭素建築物新築等計画（この条例の施行の日前に同法第53条第1項の申請をしているものに限る。）の変更に係る低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の徴収については、改正後の別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 27 号

宝塚市斜面地建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市斜面地建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年（2023 年）2 月 13 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市斜面地建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
宝塚市斜面地建築物の制限に関する条例（平成 18 年条例第 65 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 1 号中「第 55 条第 3 項」の次に「若しくは第 4 項」を加える。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 28 号

宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年（2023 年）2 月 13 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 13 年条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

安倉上池地区地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された阪神間都市計画安倉上池地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
----------------	---

別表第 2 中

「40 武庫川町西地区地区整備計画区域」

を

「40 武庫川町西地区地区整備計画区域」

に、

「41 武田尾地区地区整備計画区域」

を

「41 武田尾地区地区整備計画区域」に改め、同表に次のように加える。

4.2 安倉上池地区地区整備計画区域

(ア)	計画地区の区分	全域
(イ)	建築してはならない建築物	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 住宅

			<p>(2) 住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、令第130条の3各号に掲げる用途のいずれかを兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。）</p> <p>(3) 共同住宅、寄宿舍又は下宿</p> <p>(4) 学校、図書館その他これらに類するもの</p> <p>(5) 診療所又は病院</p> <p>(6) 倉庫（倉庫業を営む倉庫を除く。）で床面積の合計が90平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）</p> <p>(7) 法別表第2(イ)項第5号から第7号までに掲げるもの</p> <p>(8) 法別表第2(ハ)項第4号から第6号までに掲げるもの</p> <p>(9) 法別表第2(イ)項第9号及び(ハ)項第7号に掲げるもの</p> <p>(10) 前各号の建築物に付属するもの（令第130条の5の5各号に定めるものを除く。）</p>
(ウ)	建築物の容積率	(a)	
		(b)	
(エ)	建築物の建蔽率	(a)	
		(b)	
(オ)	建築物の敷地面積の最低限度	(a)	
		(b)	
(カ)	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離の最低限度	(a)	建築物の外壁等の面から道路境界線までの距離
		(b)	1メートル
		(c)	次の各号のいずれかに該当するもの (1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル

			以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの
(キ)	建築物の高さの最高 限度	(a)	全域
		(b)	1.5メートル
		(c)	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 29 号

宝塚市パチンコ店等及びラブホテルの建築の規制に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

宝塚市パチンコ店等及びラブホテルの建築の規制に関する条例の一部を改正する条例を
次のとおり制定するものとする。

令和 5 年（2023 年）2 月 13 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市パチンコ店等及びラブホテルの建築の規制に関する条例の一部を改正
する条例

宝塚市パチンコ店等及びラブホテルの建築の規制に関する条例（平成 15 年条例第 34
号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 5 号中「第 29 条」を「第 31 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第30号

宝塚市営霊園条例等の一部を改正する条例の制定について

宝塚市営霊園条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年(2023年)2月13日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市営霊園条例等の一部を改正する条例

(宝塚市営霊園条例の一部改正)

第1条 宝塚市営霊園条例(平成29年条例第46号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第4章 合葬式墓所の使用(第33条―第42条)

第5章 雑則(第43条―第46条)

第6章 罰則(第47条) 」を

「第4章 合葬式墓所の使用(第33条―第41条)

第5章 樹木葬式墓所の使用(第42条―第52条)

第6章 雑則(第53条―第56条)

第7章 罰則(第57条) 」に改める。

第2条第4号中「第958条の3」を「第958条の2第1項」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 樹木葬式墓所 樹木等を主な墓標とし、その樹木等の周囲に焼骨を埋蔵する墓所をいう。

第4条第1項第2号中「及び合葬式墓所」を「、合葬式墓所及び樹木葬式墓所」に改める。

第6条中「、本市に住所を有する自然人で」及び「の要件」を削り、「ものでなければならぬ」を「自然人(規則で定める場合にあっては、市内に住所を有する者に限る。)とする」に改め、同条ただし書を削る。

第9条の見出し中「返還」を「還付」に改め、同条中「返還しない」を「還付しない」に改め、同条ただし書中「返還することができる」を「還付することができる」に改める。

第13条第2項中「前項本文」を「前項」に改める。

第23条（見出しを含む。）中「返還」を「還付」に改める。

第34条中「に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件」を「のいずれか」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 合葬式墓所に埋蔵しようとする焼骨を所持している者

(2) 自己又は親族の生前において、これらの者の焼骨を埋蔵するために合葬式墓所を使用する権利（以下「合葬式墓所使用权」という。）を取得しようとする者

第35条第3項を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、合葬式墓所の使用許可をするに当たり、霊園の管理上必要な条件を付すことができる。

第36条中第5項を第6項とし、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 合葬式墓所の使用許可に係る焼骨の埋蔵は、市がこれを行う。

第37条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、合葬式墓所使用者が合葬式墓所の使用許可を受けた日から起算して5年以内に第39条の規定による届出をした場合、合葬式墓所の使用料の5割に相当する額を還付することができる。

第37条第2項各号を削る。

第38条第1項中「合葬式墓所使用者」の次に「及びその者の遺族その他の関係者」を加え、同条第2項中「者」の次に「（以下この条において「合葬式墓所記名板刻字申請者」という。）」を加え、同条第3項中「記名板に刻字しようとする合葬式墓所使用者」を「合葬式墓所記名板刻字申請者」に改める。

第39条を削り、第40条を第39条とし、第41条を第40条とし、第42条を第41条とする。

第47条を第57条とする。

第6章を第7章とする。

第46条を第56条とする。

第45条中「及び特別墓所」を「、特別墓所及び樹木葬式墓所（共同埋蔵型墳墓を除く。）」に改め、同条を第55条とし、第44条を第54条とする。

第43条第1項中「及び合葬式墓所使用者」を「、合葬式墓所使用者及び樹木葬式墓所使用者」に、「又は合葬式墓所使用許可証」を「、合葬式墓所使用許可証又は樹木葬式墓所使用許可証」に改め、同条第2項を削り、同条を第53条とする。

第5章を第6章とする。

第4章の次に次の1章を加える。

第5章 樹木葬式墓所の使用

(樹木葬式墓所の施設)

第42条 樹木葬式墓所に、次の各号に掲げる墳墓及び記名板を置く。

- (1) 共同埋蔵型墳墓
- (2) 大型シンボルツリー型墳墓
- (3) 小型シンボルツリー型墳墓
- (4) ガーデニング型墳墓

(樹木葬式墓所使用者の範囲)

第43条 樹木葬式墓所を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する自然人とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 樹木葬式墓所に埋蔵しようとする焼骨を所持している者
- (2) 自己又は親族の生前において、これらの者の焼骨を埋蔵するために樹木葬式墓所を使用する権利(以下「樹木葬式墓所使用権」という。)を取得しようとする者

(樹木葬式墓所の使用許可等)

第44条 樹木葬式墓所を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定による樹木葬式墓所の使用許可(以下「樹木葬式墓所使用許可」という。)は、その使用場所を指定して行い、原則として申請者1人につき1箇所とする。
- 3 市長は、樹木葬式墓所使用許可をするに当たり、霊園の管理上必要な条件を付することができる。
- 4 市長は、樹木葬式墓所使用許可を受けた者(以下「樹木葬式墓所使用者」という。)に、宝塚市営霊園樹木葬式墓所使用許可証(以下「樹木葬式墓所使用許可証」という。)を交付する。

5 小型シンボルツリー型墳墓及びガーデニング型墳墓の使用許可の期間は、20年とする。

6 小型シンボルツリー型墳墓又はガーデニング型墳墓の使用許可を受けた場合において、前項に定める使用期間の経過後は、当該樹木葬式墓所使用許可を共同埋蔵型墳墓の使用許可とする。

(樹木葬式墓所への埋蔵)

第45条 樹木葬式墓所には、樹木葬式墓所使用許可に係る焼骨に限り、埋蔵することができる。

2 共同埋蔵型墳墓の使用許可に係る焼骨の埋蔵及び次項の規定による改葬は、市がこれを行う。

3 小型シンボルツリー型墳墓及びガーデニング型墳墓に焼骨を埋蔵する場合において、前条第5項に定める使用期間の経過後は、当該焼骨を共同埋蔵型墳墓に改葬するものとする。

4 前項の場合において、共同埋蔵型墳墓への改葬に要する費用は、市が負担する。

5 前各項に規定するもののほか、樹木葬式墓所への焼骨の埋蔵に関し必要な事項は、規則で定める。

(樹木葬式墓所使用料)

第46条 樹木葬式墓所使用者は、別表第4に掲げる額に消費税率及び地方消費税率の合計に1を加えた率を乗じて得た額(以下「樹木葬式墓所使用料」という。)を使用許可の際納付しなければならない。ただし、第44条第6項の規定により共同埋蔵型墳墓の使用許可を受けた場合については、この限りでない。

2 既納の樹木葬式墓所使用料は、還付しない。ただし、樹木葬式墓所使用者が樹木葬式墓所の使用許可を受けた日から起算して5年以内に第50条の規定による届出をした場合は、樹木葬式墓所使用料の5割に相当する額を還付することができる。

(樹木葬式墓所における石板の造営)

第47条 樹木葬式墓所使用者(共同埋蔵型墳墓の使用許可を受けた者(以下「共同埋蔵型墳墓使用者」という。))を除く。次項、第49条及び第52条において同じ。)は、規則で定める基準に従い樹木葬式墓所に家名等を刻字した石板(以下「石板」という。)の造営を行うことができる。

2 樹木葬式墓所使用者は、前項の規定により石板の造営を行おうとするときは、あ

らかじめ市長の承認を受けなければならない。

(記名板への刻字等)

第48条 共同埋蔵型墳墓使用者及びその者の遺族その他の関係者は、規則で定めるところにより、記名板に氏名その他の事項を刻字することができる。

2 前項の規定により記名板に刻字しようとする者(以下この条において「樹木葬式墓所記名板刻字申請者」という。)は、規則で定めるところにより、市長に申請し、その許可を受けなければならない。

3 樹木葬式墓所記名板刻字申請者は、規則で定める額に消費税率及び地方消費税率の合計に1を加えた率を乗じて得た額(以下「記名板使用料」という。)を規則で定める期限までに納付しなければならない。

4 既納の記名板使用料は、還付しない。

(樹木葬式墓所の返還)

第49条 樹木葬式墓所使用者は、樹木葬式墓所を使用する必要がなくなったときは、市長に届け出て、直ちに当該樹木葬式墓所を市に返還しなければならない。

2 前項の規定により返還された樹木葬式墓所の原状回復は、市がこれを行う。

(樹木葬式墓所の使用の取りやめ)

第50条 樹木葬式墓所使用者は、樹木葬式墓所に焼骨が埋蔵されていない場合(大型シンボルツリー型墳墓、小型シンボルツリー型墳墓及びガーデニング型墳墓の使用許可を受けた者にあつては、石板の造営を行っていない場合に限る。)において、樹木葬式墓所を使用する必要がなくなったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(樹木葬式墓所の使用の取消し)

第51条 市長は、樹木葬式墓所使用者(共同埋蔵型墳墓使用者にあつては、当該墳墓に焼骨を埋蔵していない者に限る。)が次の各号のいずれかに該当するときは、樹木葬式墓所使用許可を取り消すことができる。

(1) 墓地、埋葬等に関する法律その他の関係法令又はこの条例の規定に違反したとき。

(2) 樹木葬式墓所使用権を第三者に譲渡し、又は転貸したとき。

(3) 樹木葬式墓所使用権を第三者に譲渡する目的をもって許可を受けたと認められるとき。

(4) 偽りその他不正な行為により使用許可を受けたとき。

(焼骨の返還)

第52条 市長は、樹木葬式墓所使用者から埋蔵した焼骨の返還請求があった場合は、当該焼骨を当該樹木葬式墓所使用者に返還する。

2 前項の場合において、樹木葬式墓所使用者は、焼骨の返還後直ちに第49条の規定に基づき当該樹木葬式墓所を市に返還しなければならない。

3 共同埋蔵型墳墓に埋蔵された焼骨は、返還しない。

附則第5項を削る。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第46条関係）

区分	金額
共同埋蔵型墳墓	200,000円
大型シンボルツリー型墳墓	800,000円
小型シンボルツリー型墳墓	500,000円
ガーデニング型墳墓	700,000円

(宝塚市営霊園条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 宝塚市営霊園条例の一部を改正する条例（平成29年条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「宝塚市営霊園条例」を「第8条」に改め、「使用料及び」及び「永代使用料及び」を削り、附則に次の1項を加える。

3 改正後の第10条の2の規定は、平成29年9月1日前に霊園の使用許可の申請をした者（令和6年1月1日以後に使用場所を返還したものに限る。）及び平成29年9月1日以後に霊園の使用許可の申請をした者に係る永代使用料及び永代管理料又は使用料及び管理料の還付について適用し、同日前に霊園の使用許可の申請をした者（令和6年1月1日以後に使用場所を返還したものを除く。）に係る永代使用料及び永代管理料の還付については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 31 号

工事請負契約（土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）対策工事（その 5））の
締結について

次のとおり工事請負契約を締結しようとするので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定
により、議会の議決を求める。

令和 5 年（2023 年）2 月 13 日提出

宝塚市長 山崎 晴 恵

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）対策工事（その 5） |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | ¥198,000,000.- |
| 4 契約の相手方 | 宝塚市小浜 3 丁目 6 番 5 号
株式会社アーデント
代表取締役 吉 田 信 幸 |
| 5 工事場所 | 宝塚市長尾台 1 丁目地内 |
| 6 工事概要 | 崩壊土砂防護柵工 一式
仮設工 一式 |

議案第32号

工事請負契約（（都）荒地西山線道路新設改良工事（その1））の変更について

工事請負契約（（都）荒地西山線道路新設改良工事（その1）、令和4年10月7日議案第102号で議決）の一部を次のとおり変更しようとするので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年（2023年）2月13日提出

宝塚市長 山崎晴恵

- 「1 契約の目的 （都）荒地西山線道路新設改良工事（その1）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 ￥391,193,000.-
- 4 契約の相手方 宝塚市小浜2丁目1-2-202
株式会社カナック工業
代表取締役 金山敬姫
- 5 工事場所 宝塚市千種1丁目外地内
- 6 工事概要 土工 一式
場所打擁壁工 116m
(U型擁壁、W=8.9～9.5m、H=1.7～8.5m)
仮設工 一式
グラウンドアンカー、切梁腹起し
鋼矢板圧入北側：102枚（Ⅲ・Ⅳ型）
南側：93枚（Ⅲ・Ⅳ型）
F側：21枚（Ⅲ型）
鋼矢板引抜北側：154枚（Ⅲ・Ⅳ型）
南側：145枚（Ⅲ・Ⅳ・ⅤL型）
地中障害物除却、薬液注入等
工事用道路工 一式
構造物撤去工 一式
交通管理工 一式」

中

「3 契約の金額 ￥391,193,000.- 」

を

「3 契約の金額 ￥416,774,600.- 」

に、

「6 工事概要 土工 一式
場所打擁壁工 116m
(U型擁壁、W=8.9~9.5m、H=1.7~8.5m)
仮設工 一式
グラウンドアンカー、切梁腹起し
鋼矢板圧入北側：102枚(Ⅲ・Ⅳ型)
南側：93枚(Ⅲ・Ⅳ型)
F側：21枚(Ⅲ型)
鋼矢板引抜北側：154枚(Ⅲ・Ⅳ型)
南側：145枚(Ⅲ・Ⅳ・ⅤL型)
地中障害物除却、薬液注入等
工事用道路工 一式
構造物撤去工 一式
交通管理工 一式 」

を

「6 工事概要 土工 一式
場所打擁壁工 116m
(U型擁壁、W=8.9~9.5m、H=1.7~8.5m)
仮設工 一式
グラウンドアンカー、切梁腹起し
鋼矢板圧入北側：102枚(Ⅲ・Ⅳ型)
南側：93枚(Ⅲ・Ⅳ型)
F側：21枚(Ⅲ型)
鋼矢板引抜北側：154枚(Ⅲ・Ⅳ型)
南側：145枚(Ⅲ・Ⅳ・ⅤL型)

地中障害物除却、薬液注入、覆工板工等

工事用道路工 一式

構造物撤去工 一式

交通管理工 一式

」

に変更する。

議案第 33 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄しようとするので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年（2023 年）2 月 13 日提出

宝塚市長 山崎 晴 恵

1 放棄する権利の内容

阪神・淡路大震災により被害を受け、宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 57 年条例第 76 号）第 12 条第 1 項の規定により災害援護資金（以下「本件貸付金」という。）の貸付けを受けた者に対して有する次に掲げる債権

内 容	総 額
本件貸付金のうち未償還のもの（38 件）	43,097,076 円
本件貸付金のうち未償還のものについて生じた利息（38 件）	3,126,934 円

備考 債権の件数と総額は、いずれも令和 4 年 12 月 31 日時点のもの

議案第34号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年（2023年）2月13日提出

宝塚市長 山崎晴恵

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考	
					路線 延長	路線 幅員
4567	4567号線	起点	山本野里1丁目124番8		m 50.30	m 最大 6.00
		終点	山本野里1丁目124番16			最小 5.30

議案第35号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年（2023年）2月13日提出

宝塚市長 山崎晴恵

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考	
					路線 延長	路線 幅員
4568	4568号線	起点	山本丸橋3丁目61番28		m 118.25	m 最大 6.00
		終点	山本丸橋3丁目70番22			最小 5.30

議案第36号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年（2023年）2月13日提出

宝塚市長 山崎晴恵

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考	
					路線 延長	路線 幅員
4569	4569号線	起点	米谷2丁目39番1		m 41.15	m 最大 5.30
		終点	米谷2丁目39番8			最小 4.60

諮問第 1 号

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

宝塚市の区域の人権擁護委員 13 人のうち 1 人の任期が、令和 5 年 6 月 30 日をもって満了するため、次の者を委員の候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 5 年（2023 年）2 月 13 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

人権擁護委員の候補者として推薦しようとする者

住 所



氏 名 津 國 千恵子

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。